

浜松市歯科口腔保健推進計画 中間評価・後期計画

(平成30年度～平成34年度)
(2018年度～2022年度)

健康は 食から 歯から 元氣から



平成30(2018)年3月



●本計画のキャッチフレーズ「健康は 食から 歯から 元気から」
浜松市立伊佐見小学校（西区）6年（平成24年度当時）^{だん}^{あ ゆ み} 垣 亜佑美さん 作
平成25年度「歯と口の健康週間」の標語
平成24年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」全国最優秀賞作品

●表紙の絵
浜松市東区 あそびこども園浜松 ^{ないとうこう き} 内藤孔稀さん 作
平成25年度「歯と口の健康週間」歯科保健図画コンクール「市特選」作品
平成25年度「歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール」全国最優秀賞作品

浜松市歯科口腔保健推進計画中間評価・後期計画 目次

第1章 歯科口腔保健推進計画の概要と中間評価について	1
1 歯科口腔保健推進計画の策定と概要	1
2 歯科口腔保健推進計画の推進体制	5
3 歯科口腔保健推進計画の中間評価の趣旨と方法	6
4 歯科口腔保健推進計画の中間評価のまとめ	7
5 歯科口腔保健推進計画の見直し	7
6 後期計画の方向性と重点施策	8
第2章 歯科口腔保健推進計画の区別別中間評価及び課題と方向性	9
1 生涯にわたる歯科口腔保健対策	9
(1) 妊娠期・乳幼児期	9
(2) 学齢期	13
(3) 成人期	15
(4) 高齢期	19
(5) 障がい者の歯科口腔保健医療	23
(6) 全市民を対象とした歯科口腔保健対策	25
2 状況に応じた歯科口腔保健医療対策	26
(1) 中山間地域の歯科口腔保健医療	26
(2) 休日救急歯科医療	27
(3) 災害時の歯科口腔保健医療	27
第3章 歯科口腔保健向上のための市民と 歯科口腔保健を推進する専門団体の取り組み	29
1 市民の取り組み	29
2 歯科口腔保健を推進する専門団体の取り組み	31
(1) 一般社団法人 浜松市歯科医師会	31
(2) 特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会	33
(3) 公益社団法人 静岡県歯科技工士会 浜松支部・浜名支部	34
第4章 歯科口腔保健の目標（再掲）	35
資料編	36
浜松市歯科口腔保健推進条例	36
浜松市歯科保健推進会議委員名簿	37

第1章

歯科口腔保健推進計画の概要と 中間評価について



歯科口腔保健推進計画の策定と概要

(1) 計画策定とその後の歯と口の健康づくりをめぐる動き

歯と口の健康づくりは、心身の健康の保持増進や生活の質の向上に重要な役割を果たしています。

国では平成24(2012)年「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が、静岡県では平成23(2011)年「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」に基づく「静岡県歯科保健計画」が策定されました。

本市においても、市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成26(2014)年に「浜松市歯科口腔保健推進条例」を制定し、この条例第10条に基づき、「浜松市歯科口腔保健推進計画」を策定しました。

また、平成26(2014)年には2025年問題や将来の人口減少社会を見据え、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、国民が適切な医療・介護・予防を受けられる支援サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が推進されており、歯科保健医療は在宅療養等を支える一翼を担っています。

日本人の平均寿命は毎年伸びている中、できるだけ寝たきりや病気の期間を減らし、健康な状態で自立して暮らせる生存期間（健康寿命）をさらに延伸することが重要です。健康長寿を目指すためには、食べること・運動・社会参加の3つの柱が重要とされており、歯と口の機能の衰えは、身体の虚弱につながるため、歯と口の機能低下を予防することが注目されています。

平成29(2017)年には、国家経営の基本方針となる「骨太の方針2017」の『健康増進・予防の推進』に「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療の充実に取り組む」という文言が明記されました。地域包括ケアシステムの構築においても健康寿命の延伸のためにも、歯科保健医療対策がますます重要になっています。

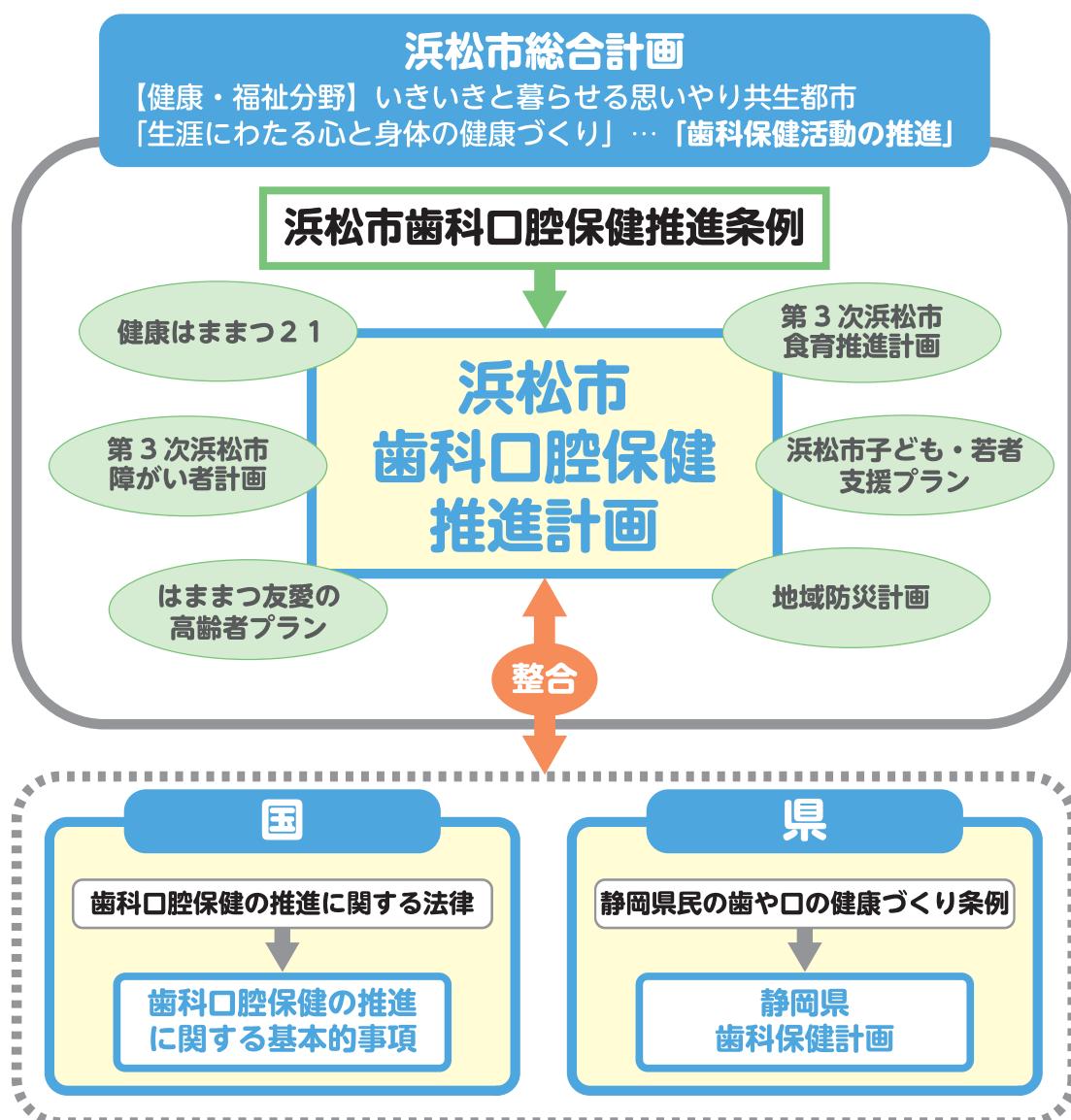
このような流れの中、本計画は4年目を迎え、これまでの取り組みや進捗状況を確認し中間評価を行い、社会情勢に即した内容の見直しを行うこととしました。



(2) 計画の位置づけ

「浜松市歯科口腔保健推進計画」は、「浜松市歯科口腔保健推進条例」に基づき、国の定める「歯科口腔保健の推進に関する法律」による「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」及び静岡県の定める「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」による「静岡県歯科保健計画」を踏まえて策定したものです。

また「浜松市総合計画」を上位計画として、「健康はままつ21」、「第3次浜松市食育推進計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



(3) 計画の概要

① 基本方針

「歯科口腔保健推進計画」は、市民一人ひとりが生涯にわたり歯と口の健康を保持増進すること、すなわち「^{ハナマルニイマル}8020運動」を推進することによって、市民の「健康の保持増進」、「健康寿命の延伸」及び「生活の質の向上」を目指しています。

この目標に向けて、「生涯にわたる歯科口腔保健」と「状況に応じた歯科口腔保健医療」の対策を明示し、具体的な取り組みを進めています。

基本方針のイメージ

◆目標◆ 健康の保持増進、健康寿命の延伸、生活の質の向上

↑
市民の生涯にわたる歯と口の健康の保持増進

8020運動の推進

生涯にわたる歯科口腔保健対策

- 妊娠期
- 乳幼児期
- 学齢期
- 成人期
- 高齢期

むし歯予防

歯周病予防

口腔成育 *1

障がい者の歯科

歯科医療

状況に応じた歯科口腔保健医療対策

- 中山間地域の歯科口腔保健医療
- 休日救急歯科医療
- 災害時の歯科口腔保健医療

* 1 口腔成育：子どもが本来持っている歯と口の働きが十分に活かされ、こころとからだが健やかに育つよう育児・子育て支援を行うことをいいます。

②基本戦略

「1 市民の取り組み」「2 専門家の取り組み」「3 社会の環境整備」の3つの柱で推進します。

《1》市民一人ひとりが生涯にわたり、歯と口の健康の保持増進を図る。

(市民の取り組み：自分で行う健康管理)

- ・健康的な食習慣の習得、フッ化物の利用、歯と口の清掃等

《2》定期的に歯科検診を受けることにより、歯と口の健康の保持増進を図る。

(専門家の取り組み：歯科疾患の予防、早期発見・早期治療、口腔機能の維持向上)

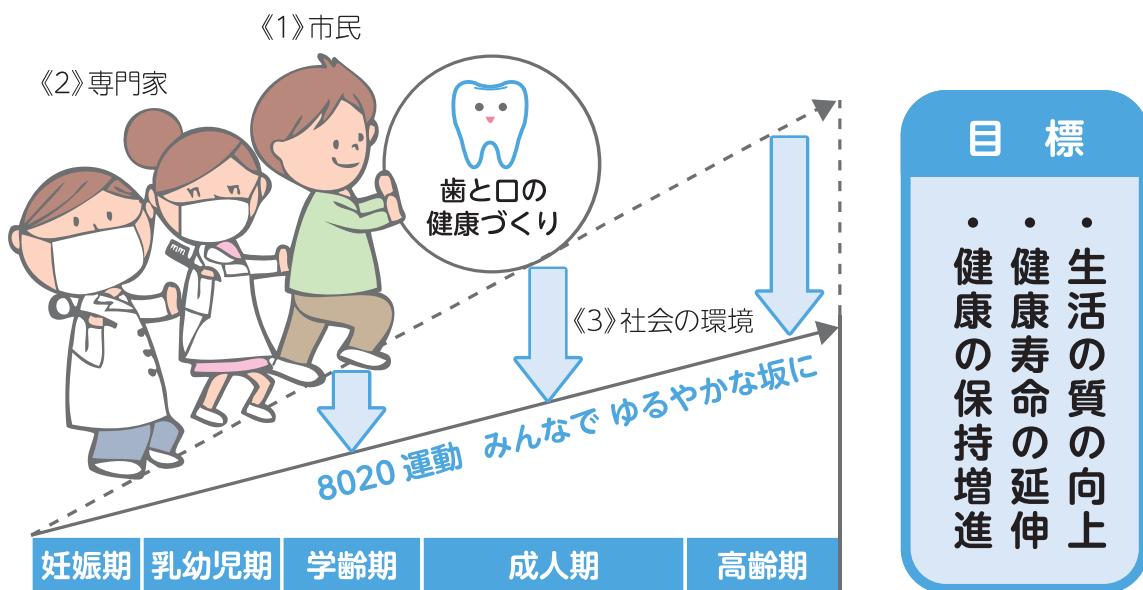
- ・かかりつけ歯科医院における定期的な歯科検診等

《3》保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者等が連携することにより、総合的に歯と口の健康の保持増進を図る。

(社会の環境整備)

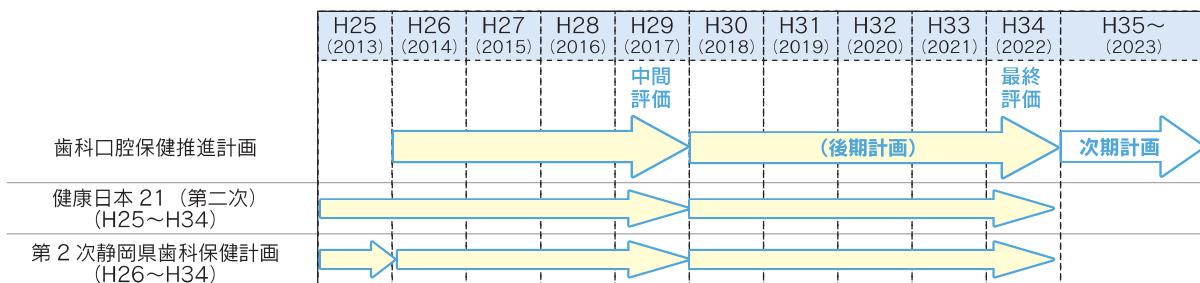
- ・歯と口の健康づくりに取り組みやすい体制づくり等

基本戦略のイメージ



(4) 期間

計画期間は、平成26(2014)年度～34(2022)年度の9年間とし、目標年度は「健康はままつ21」の計画期間と合わせました。平成34(2022)年度の目標達成に向け取り組みを検討し、後期計画を作成します。



2 歯科口腔保健推進計画の推進体制

歯と口の健康づくりには、保健、医療、社会福祉、介護、教育、労働衛生関係者等の参画が重要です。

「浜松市歯科口腔保健推進条例」に基づき、「浜松市歯科保健推進会議」を設置し、歯科医療に関わる専門家や、市民の代表である保健・医療・福祉の関係者等と、歯と口の健康づくりの推進を図るための意見を出し合い、本計画の進捗管理をしています。

社会の環境整備のために、歯科口腔保健を推進する専門団体及び広く健康づくりに関わる団体である「健康はままつ21推進協力団体」が「歯科口腔保健推進協力団体（歯科口腔保健の推進に協力する団体）」としての役割を担ってもらうように推進します。

浜松市歯科口腔保健推進条例

浜松市歯科保健推進会議



歯科口腔保健推進協力団体（健康はままつ21推進協力団体）



3 歯科口腔保健推進計画の中間評価の趣旨と方法

(1) 趣旨

中間評価は、平成26(2014)年の「歯科口腔保健推進計画」策定から4年間の歯と口の健康づくり活動の状況や数値目標の達成度を把握・評価し、新たな状況や課題を踏まえ、平成34(2022)年度の目標達成に向けた取り組みを検討し、後期計画を作成することを目的としています。

(2) 中間評価の方法

現状値を把握するため、平成28(2016)年度に健康増進計画等の評価における健康調査（市民アンケート）を実施し、各種健康診査等の関連データと合わせ、中間評価を実施しました。

指標について、現状値（平成28年度：2016年度）と中間目標値（平成29年度：2017年度）を比較し、達成状況について、3段階で評価しました。

調査概要

調査地域	浜松市全域
調査対象	一般市民 5,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送調査法
調査期間	平成28年8月1日～8月26日

回収状況

区分	年齢	発送数（件）	有効回答数（件）	有効回答率（%）
乳幼児・学童期	1～12歳	1,000	489	48.9
思春期	13～19歳	1,000	346	34.6
青年期・壮年期	20～44歳	1,000	294	29.4
中年期	45～64歳	1,000	372	37.2
高齢期	65歳以上	1,000	570	57.0
計		5,000	2,071	41.4

※乳幼児・学童期は保護者が回答

評価方法

評価	基 準
◎	目標を達成した
○	目標は達成していないが改善した
▲	悪化している

4

歯科口腔保健推進計画の中間評価のまとめ

指標23項目のうち、数値が改善した項目は17項目でした。（◎と○の合計）

内訳は、目標を達成した項目（◎）は11項目、目標は達成していないものの、数値に改善がみられる項目（○）は6項目、悪化した項目（▲）は6項目でした。

区分	年齢	指標数	◎	○	▲
(1) 妊娠期・乳幼児期	0～6歳	5	4	1	0
(2) 学齢期	7～19歳	5	4	1	0
(3) 成人期	20～64歳	8	2	2	4
(4) 高齢期	65歳以上	4	1	1	2
(5) 障がい者の歯科	—	1	0	1	0
計		23	11	6	6

※本計画では市民アンケートの「青年期・壮年期」と「中年期」の区分を「成人期」とまとめています。

5

歯科口腔保健推進計画の見直し

本計画の基本方針、基本戦略、区分と方向性、推進体制については原則現計画を継承します。

見直しにあたっては、健康調査・各種関連データを基に、健康づくりをとりまく環境の現状把握および分析をするとともに、国計画、県計画、上位計画である浜松市総合計画及び関係計画等との整合性を図りつつ、4年間の取り組みや課題を踏まえた具体的な後期計画を作成します。

指標については、基本的に継続しますが、最終目標値に達したものについては数値の改善を図ります。また「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健に関する基本的事項」等を踏まえ、新たな指標の追加や目標値の再設定をします。

今後の取り組みでは、中間評価の結果、重点的に対策が必要と思われる項目を定め、計画を推進していきます。



後期計画の方向性と重点施策

中間評価の結果、妊娠期・乳幼児期及び学齢期においては、歯科口腔保健対策の推進により、目標値はほぼ達成あるいは改善されていました。一方、成人期及び高齢期においては、目標値の半数は達成及び改善されていましたが、悪化している指標があり、今後対策を強化していく必要があります。

そこで、後期計画においては、①口腔機能に着目した口腔成育の推進、②健康づくりに関心の低い働きざかり世代に対する歯周病予防対策の推進、③健康寿命の延伸に向けた歯と口の機能低下を予防する対策の推進の3点を重点施策として挙げ、各区分の課題と連動させながら、計画的に推進します。

また、後期計画を推進するために口腔保健医療センターの機能強化として、障がい者や要介護高齢者等への歯科保健医療サービス提供の推進、歯科医療技術者の養成等に取り組むとともに、庁内の口腔保健関連部署との調整を図り、「健康の保持増進」、「健康寿命の延伸」及び「生活の質の向上」につなげていきます。

なお、各区分の課題と今後の方向性は、重点施策を踏まえ、新しい取り組み内容や強化する内容について、第2章のそれぞれの区分に記載しました。

後期計画：3つの重点施策

- ①口腔機能に着目した口腔成育の推進
- ②健康づくりに関心の低い働きざかり世代に対する歯周病予防対策の推進
- ③健康寿命の延伸に向けた歯と口の機能低下を予防する対策の推進



キャッチフレーズ

歯と口の健康を通じて、健康で質の高い生活を目指すという本計画の目的に合致した平成25年度の「歯と口の健康週間」の標語「健康は 食から 歯から 元気から」を、本計画のキャッチフレーズとして使用しています。

健康は 食から 歯から 元気から



出世大名
家康くん

©浜松市